

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施工により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務づけられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

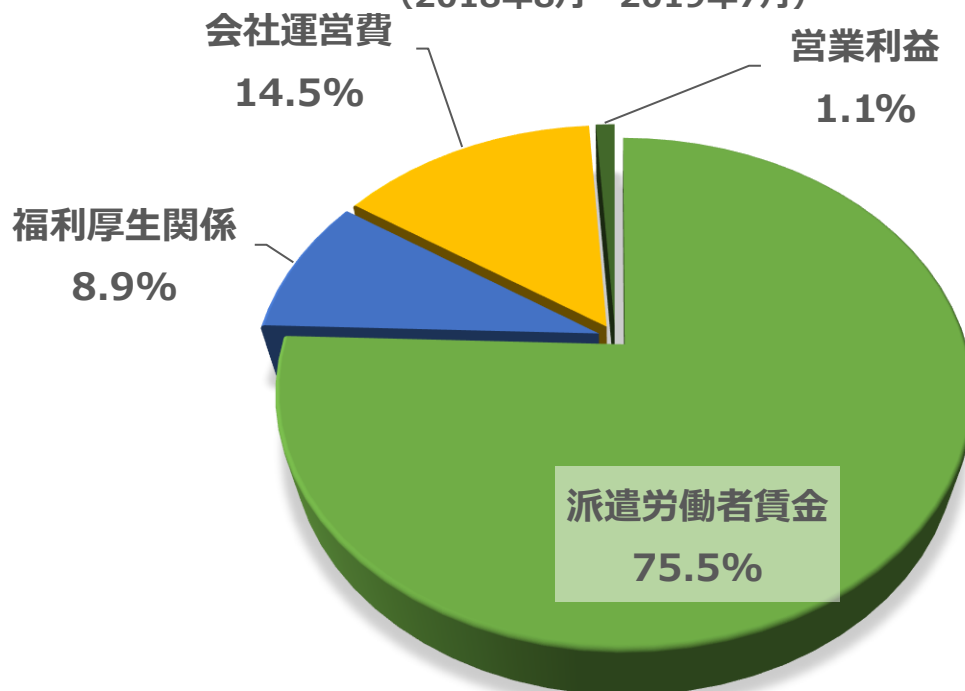
$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

派遣労働者の数	7名(2019年06月01日付労働者派遣事業報告書)
派遣先の数	5社
マージン率	24.45%
派遣料金の平均額	32,100円(1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均額	24,250円(1日8時間換算)
教育訓練に関する事項	キャリア形成研修プログラム、技能講習、安全衛生など
キャリアコンサルティングの相談窓口	相談窓口担当者 Tel:045-470-4011

派遣料金の内訳 2018年度実績

(2018年8月～2019年7月)



一番多くを占めるのが派遣労働者賃金で、年次有給休暇を含めて75.5%です。

派遣労働者の雇用主として負担する、労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険、及び、健康診断料、教育研修費用などの福利厚生関係が8.9%となります。

会社運営費として、人件費、営業車両管理費、通信費などの派遣元会社経費が14.5%となります。

これらを差し引いた残りの約1.1%が営業利益です。